



2022年5月20日

各 位

会 社 名 株式会社マツキヨココカラ&カンパニー  
代 表 者 名 代表取締役社長 松本 清雄  
コード番号 3088 東証プライム  
問 合 せ 先 取締役グループ経営企画統括 石橋 昭男  
TEL (03-6672-7808)

### 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 処分要領

(1) 処分期日	2022年6月10日
(2) 処分株式の種類および数	普通株式 27,300株
(3) 処分価額	1株につき4,750円
(4) 処分総額	129,675,000円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口)
(6) その他	本自己株処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

#### 2. 処分の目的および理由

当社は、2022年5月20日の取締役会において、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的とした当社および当社のグループ会社の社員（以下「社員」という。）に対するインセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」（以下「E S O P信託」といいます。）の延長に伴い、本制度に対する金銭の追加拠出について決議しました。本自己株式処分は、E S O P信託の信託期間延長に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社と締結する株式付与E S O P信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものです。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に社員に交付を行うと見込まれる株式数の一部であり、その希薄化の規模は2022年3月31日現在の発行済株式総数

142,966,710株に対し、0.02%（小数点第3位を四捨五入、2022年3月31日現在の総議決権個数1,411,717個に対する割合0.02%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い社員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なおE S O P信託の概要につきましては、2016年8月10日に開示いたしました「株式付与E S O P信託」の導入に関するお知らせ」をご参照下さい

#### 【信託契約の概要】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	社員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	社員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	専門実務家であって、当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	2016年8月22日
延長後の信託の期間	2016年8月22日～2025年8月31日（予定）
議決権の行使	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

### 3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本自己株処分に係る取締役会決議の前営業日（2022年5月19日）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社株式の終値である4,750円としております。取締役会決議日の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査役全員（4名、うち3名は社外監査役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

### 4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上